

○探偵業者の営業所に対する立入検査の実施に関する規則

平成19年5月25日
公安委員会規則第14号

探偵業者の営業所に対する立入検査の実施に関する規則をここに公布する。

探偵業者の営業所に対する立入検査の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。)第13条第1項の規定に基づく探偵業者の営業所に対する立入検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(警察職員に対する身分証明書の交付)

第2条 公安委員会は、探偵業法第13条第1項の規定に基づき探偵業者の営業所に対する立入検査を実施する警察職員に対し、別紙の身分証明書を交付するものとする。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、探偵業者の営業所に対する立入検査の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

別紙

別紙

(表)

身 分 証 明 書		第 号
写 真	官 職 氏 名	54.0
上記の者は、探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。 年 月 日		
鹿児島県公安委員会		印
85.6		

(表)

探偵業の業務の適正化に関する法律(抜粋)
(報告及び立入検査)
第13条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、探偵業者に対し、その業務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に探偵業者の営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により警察職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一～四 略
五 第13条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。